

特典たくさん!

# 健康保険委員にご登録ください!

登録費・年会費  
無料!

## 健康保険委員とは?

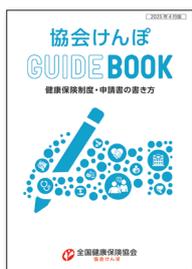
事業所様と一体となった事業運営を行うため、従業員のみなさまと協会けんぽとの架け橋となっていただく方です。

従業員への健康保険関係の周知広報や健康づくり、生活習慣病予防に関する啓発などが主な役割です。



## 登録するとこんな特典が!

健康保険の手続きに役立つ資料や広報誌をお届け!



オンライン研修会に参加できる!



令和7年度第1回研修会を8月中旬より実施します。

活動実績に応じて表彰が受けられる!



## 登録方法はコチラ▶

登録書に必要事項を記入し、神奈川支部へFAXまたは郵送していただくだけです。登録書は右の二次元コードまたは神奈川支部HPから印刷ください。



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/r06touroku.pdf>

## さらに! ▶ かながわ健康企業宣言にエントリーしましょう

協会けんぽ神奈川支部では、従業員様の健康づくりに取り組む企業様をサポートするため「かながわ健康企業宣言」事業を実施しています。エントリーいただくと、無料の健康講座をご利用いただけます。



健康講座は全22講座から選べ、講師派遣のほか、オンライン・VODでも受講可能です!



かながわ健康企業宣言へのエントリー方法等は右の二次元コードまたは神奈川支部HPをご覧ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/cat070/sengen/20161019001/>



裏面もご覧ください



# マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書をお送りします

## 資格確認書とは？

マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナ保険証の利用ができない状態の場合、資格確認書を医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。

※有効期間は、最大5年間です。

## ●協会けんぽから以下のとおり資格確認書をお送りします●

送付対象者	令和6年11月30日までに加入された方であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない方 ※マイナ保険証をお持ちでない方とは、以下の方をいいます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない方</li><li>・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない方</li><li>・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方</li></ul>
送付先	従業員様のご自宅 ※ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付します。 なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合、複数の封筒で送付します。
送付時期	神奈川支部加入者の方は、 <b>令和7年8月</b> から順次送付



## 事業所様へのおねがい

従業員様の住所に送付した資格確認書が、宛所不明等により協会けんぽに返送された場合、その方の資格確認書を事業所様に送付します。  
お手数をおかけしますが、従業員様に配付いただきますようお願いいたします。

## 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル



資格確認書に関する  
お問い合わせ先

# 0570-015-369 (ナビダイヤル)

受付時間 平日8:30~17:15まで ※土日祝日年末年始を除く

## 【高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ】 昨年の収入が一定の基準を下回る場合は一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入(※1)が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

※1: 収入とは、退職金・公租公課の対象とならない収入(障害年金・遺族年金・恩給など)を除く、控除される前のすべての収入額であり、所得ではありません。

70歳以上の被扶養者を有する場合 (被扶養者の収入と合わせて) <b>520万円未満</b>	70歳以上の被扶養者を有しない場合 <b>383万円未満</b>	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち)旧被扶養者(※2)を有する場合 (旧被扶養者の収入と合わせて) <b>520万円未満</b>
--	-------------------------------------	--

※2: 旧被扶養者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより、被扶養者でなくなった方をいいます。



## 制度の詳細や申請方法は

[こちら](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812/#linkseido)



## ご案内

協会けんぽ神奈川支部のホームページでは、「協会けんぽ KANAGAWA 健康保険だより」のバックナンバーを掲載しております。ぜひご覧ください。

